

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

- 地籍調査に関する事業計画(二九八・農山村振興課)
  - 自衛官の募集期間(二九九・総務課)
  - 自衛官採用試験の試験期日等(三〇〇・総務課)
  - 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消(三〇一・税務課)
  - 生活保護法による医療機関の指定(三〇二・福祉政策課)
  - 生活保護法による施術者の指定(三〇三・福祉政策課)
  - 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(三〇四・福祉政策課)
  - 平成十四年度改良普及員資格試験の実施(三〇五・農畜産振興課)
  - 既存の大規模小売店舗の変更に關する届出(三〇六・商工業振興課)
  - 大規模小売店舗の変更に關し述べた意見(三〇七、三〇八・商工業振興課)
  - 都市計画の変更及び都市計画の圖書の縦覧(三〇九・都市計画課)
  - 道路の供用開始(三一〇・三一・道路環境課)
  - 開発行為に關する工事の完了(三一一・秋田建設事務所)
  - 麻しん、日本脳炎予防接種を行う医師の辞退(三一二・健康対策課)
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(三一四・砂防課)
- 公 告
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本総合農林事務所)
  - 土地改良区の定款変更の認可(秋田総合農林事務所)
  - 市町村営土地改良事業の施行の協議を適當とする旨の決定(秋田総合農林事務所)
  - 土地改良事業工事の完了の届出(秋田総合農林事務所)
  - 県営土地改良事業工事の完了(秋田総合農林事務所)
  - 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北総合農林事務所)
  - 市町村営土地改良事業の施行の協議を適當とする旨の決定(仙北総合農林事務所)

## 告 示

土地改良事業工事の完了の届出(仙北総合農林事務所)

県営土地改良事業工事の完了(仙北総合農林事務所)

県営土地改良事業工事の完了(仙北平野土地改良事務所)

土地改良区の役員の就任の届出(平鹿総合農林事務所)

土地改良区の定款変更の認可(平鹿総合農林事務所)

秋田県告示第二百九十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次のとおり平成十四年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき公示する。

平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 調査を行う者の名称
  - (一) 本荘市
  - (二) 調査地域
    - 本荘市山内字田代沢ほか二十三字
  - (三) 調査期間
    - 平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (二) 調査を行う者の名称
  - (一) 男鹿市
  - (二) 調査地域
    - 男鹿市船川港増川字大宮ほか二十六字
  - (三) 調査期間
    - 平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (三) 調査を行う者の名称
  - (一) 鹿角市
  - (二) 調査地域
    - 鹿角市八幡平字松館野月ほか三十四字
  - (三) 調査期間
    - 平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (四) 調査を行う者の名称
  - (一) 鷹巣町
  - (二) 調査地域

- (三) 北秋田郡鷹巣町前山字伊勢堂長根ほか四十二字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (五) 調査を行う者の名称  
田代町  
調査地域  
北秋田郡田代町早口字大淵ほか十五字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (三) 調査を行う者の名称  
琴丘町  
調査地域  
山本郡琴丘町鹿渡字長湯田家後ほか十一字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (二) 調査地域  
八森町  
調査地域  
山本郡八森町字浜田ほか六字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (一) 調査を行う者の名称  
藤里町  
調査地域  
山本郡藤里町粕毛字家の後ほか八字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (二) 調査地域  
峰浜村  
調査地域  
山本郡峰浜村高字大沢下ほか二十一字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (三) 調査を行う者の名称  
昭和町
- (二) 調査地域  
南秋田郡昭和町乱橋字宅地家後ほか九字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (一) 調査を行う者の名称  
八郎潟町  
調査地域  
南秋田郡八郎潟町中嶋ほか三字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (二) 調査地域  
雄和町  
調査地域  
河辺郡雄和町下黒瀬字岩ノ沢ほか十二字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (一) 調査を行う者の名称  
矢島町  
調査地域  
由利郡矢島町川辺字金保陀羅ほか二十一字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (二) 調査地域  
鳥海町  
調査地域  
由利郡鳥海町猿倉字奥山ほか一字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (一) 調査を行う者の名称  
東由利町  
調査地域  
由利郡東由利町老方字御獄ほか五十六字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (一) 調査を行う者の名称

- (二) 西仙北町  
調査地域  
仙北郡西仙北町金山沢字上ノ上ノ台ほか三十五字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (三) 角館町  
調査を行う者の名称  
角館町
- (二) 調査地域  
仙北郡角館町山谷川崎字清水川ほか六字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (三) 協和町  
調査を行う者の名称  
協和町
- (二) 調査地域  
仙北郡協和町荒川字後山ほか三十二字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (三) 太田町  
調査を行う者の名称  
太田町
- (二) 調査地域  
仙北郡太田町小神成字北田ノ尻ほか二十七字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (三) 千畑町  
調査を行う者の名称  
千畑町
- (二) 調査地域  
仙北郡千畑町浪花字赤倉尻ほか十二字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (三) 仙南村  
調査を行う者の名称  
仙南村
- (二) 調査地域  
仙北郡仙南村金沢字茨島ほか九字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日

- (二二) 調査を行う者の名称  
平鹿町
- (二) 調査地域  
平鹿郡平鹿町醍醐字津ノ目ほか三十字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (三) 雄物川町  
調査を行う者の名称  
雄物川町
- (二) 調査地域  
平鹿郡雄物川町大沢字赤井ほか十一字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (三) 山内村  
調査を行う者の名称  
山内村
- (二) 調査地域  
平鹿郡山内村大沢字下長瀬ほか十三字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (三) 雄勝町  
調査を行う者の名称  
雄勝町
- (二) 調査地域  
雄勝郡雄勝町上院内字釜ノ上ほか十二字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (三) 羽後町  
調査を行う者の名称  
羽後町
- (二) 調査地域  
雄勝郡羽後町郡山字四ツ屋ほか二十六字  
調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日
- (三) 皆瀬村  
調査を行う者の名称  
皆瀬村
- (二) 調査地域  
雄勝郡皆瀬村川向字竹ノ子沢ほか十八字  
調査期間

平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日  
二十八(一) 調査を行う者の名称  
増田町

(二) 調査地域  
平鹿郡増田町字下夕町後ほか十三字

(三) 調査期間  
平成十四年四月二十六日から平成十五年三月三十一日

秋田県告示第二百九十九号

平成十四年度第一次二等陸士、二等海士及び二等空士の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び百十八条の規定に基づき、告示する。  
平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

募集期間

平成十四年五月一日から同年六月十四日まで

秋田県告示第三百号

平成十四年度第一次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の試験期日及び試験場を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百七条第一項及び百十八条の規定に基づき、告示する。  
平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

名 称	試験期日		試験場
	名 称	位 置	
開設者氏名又は名称	自衛隊秋田地方連絡部	秋田市山王四丁目三番二十四号	募集地域 秋田県全域
	陸上自衛隊秋田駐屯地	秋田市寺内字將軍野一番地	
所 在 地	秋田県全域		
診療科名			
指定年月日			

受付時に指定する日

自衛隊秋田地方連絡部大館出張所	大館市赤館町三番三号	大館市、鹿角市、北秋田郡、鹿角郡
自衛隊秋田地方連絡部能代募集事務所	能代市花園町二十六番二十二号	能代市、山本郡
自衛隊秋田地方連絡部秋田募集案内所	秋田市茨島二丁目八番二十四号	秋田市、男鹿市、河辺郡、南秋田郡
自衛隊秋田地方連絡部本庄募集事務所	本庄市出戸町字給人町七番三号	本庄市、由利郡
自衛隊秋田地方連絡部大曲募集事務所	大曲市田町二十一番五号	大曲市、仙北郡
自衛隊秋田地方連絡部横手募集事務所	横手市横手町字上真山百九十五号	横手市、湯沢市、平鹿郡、雄勝郡

秋田県告示第三百一号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、秋田県県税条例施行規則(昭和三十一年秋田県規則第十五号)第五十二條の二第四項の規定に基づき、告示する。  
平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 氏名又は名称 有限会社ユザワダイヤサービス 代表取締役 東海林 芳彦
- 二 主たる事務所又は事業所の所在地 湯沢市杉沢字戸石崎百三十五番地
- 三 指定取消年月日 平成十四年三月二十九日

秋田県告示第三百二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九條の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五條の二第一号の規定に基づき、告示する。  
平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

医療法人尚仁会松田記念泌尿器科クリニック	男鹿整形外科	仁賀保町国民健康保険院内診療所	医療法人幸佑会長谷川医院	長信田の森心療クリニック	毛利整形外科クリニック	本荘由利医師会病院	後藤内科医院	渡辺内科循環器科医院	たむらクリニク	たかせ内科	高橋内科医院
医療法人尚仁会松田記念泌尿器科クリニック 理事長	鎌田 玄徳	仁賀保町長	医療法人幸佑会理事長	児玉 隆治	毛利 尚宜	社団法人本荘市由利郡医師会会長	後藤 寿則	渡辺 一	田村 広美	高瀬 洋	高橋 維彦
湯沢市森字大島三十四番地一	男鹿市船越字一向六十七番地百八十	由利郡仁賀保町院内字カケ八番地一	男鹿市船川港船川字新浜町二十六番地二	山本郡山本町森岳字石倉沢一番地二	北秋田郡鷹巣町住吉町一番三三	本荘市出戸町字水林四百五十六番地四	能代市字大瀬儘下六番五十二	横手市横手町二ノ口七十八番地一	男鹿市脇本脇本字上野百十番地四	大館市御成町二丁目十六番四十一号	湯沢市字大島町二番地十七
泌尿器科	整形外科	内科 小児科	内科	心療内科 精神科	整形外科 リハビリテーション科	内科 外科 皮膚科 リハビリテーション科	内科 消化器科	内科 循環器科	内科 小児科 外科	内科 呼吸器科 循環器科	内科
平成十三年十月一日	平成十四年二月一日	平成十二年一月七日	平成十二年六月一日	平成十三年十月一日	平成十三年十二月一日	平成十三年十月一日	平成十三年十一月一日	平成十三年十月十九日	平成十三年十一月一日	平成十三年十月二日	平成十三年八月一日

ドラッグ・サトウ	さくら調剤薬局	南秋調剤薬局	佐藤歯科医院	ふただ歯科クリニック	小林歯科医院	でとまち歯科クリニック	小玉歯科医院	医療法人南秋会わかばデンタルクリニック	太田歯科医院	熊谷歯科クリニック	平野整形外科クリニック
有限会社サトウ・ファーマシー代表取締役	有限会社さくら調剤薬局代表取締役	有限会社サルース代表取締役社長	戸田文仁	佐藤弘樹	小林正和	冨塚敏之	永井和男	医療法人南秋会わかばデンタルクリニック理事長	太田広輝	医療法人潤心会理事長	医療法人平野整形外科クリニック理事長
湯沢市表町一丁目一番三十六号	大館市豊町九番四十六号	南秋田郡昭和町大久保字街道下九十六番地十	平鹿郡大森町字東中島百四十一番地五	南秋田郡天王町天王字二田二百十九番地百二十一	大館市字長倉九十番地	南秋田郡天王町天王字北野二百二十三番地二百四十四	南秋田郡八郎潟町字一丁目二百三十三番地三	南秋田郡天王町天王字北野六十番地一	平鹿郡十文字町十文字新田字本町二十三番地四	横手市駅前町八番三号	大曲市角間川町字八幡前二百八十五番地一
調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	歯科 小児歯科	歯科 小児歯科 矯正	歯科	歯科	歯科	歯科 小児歯科 矯正 歯科 口腔外科 矯正歯科	歯科	歯科	整形外科 リハビリテーション科 ショーン科 リウマチ科 放射線科
平成十三年九月四日	平成十三年九月四日	平成十三年九月一日	平成十四年二月一日	平成十三年十一月十六日	平成十三年十二月一日	平成十三年十二月一日	平成十三年十月十五日	平成十三年十一月一日	平成十三年八月一日	平成十三年七月十六日	平成十四年二月一日

塚本薬局	有限会社至誠堂薬局	ワタキュー薬局大館店	北浦薬局	つばさ薬局横手店	さいた薬局	株式会社タカハシ薬局清水町店	脇本調剤薬局	そよ風薬局大館店	ジャスコ五城目店薬局	中央薬局	薬局なるせ
株式会社ツカモト代表取締役	有限会社至誠堂薬局取締役	株式会社フロンティア代表取締役	加賀谷 博 雄	有限会社テクノプライム代表取締役	株式会社斉太薬局代表取締役	有限会社タカハシ薬局代表取締役	有限会社ソピアコーポレーション代表取締役	株式会社富士バイオメデックス代表取締役社長	イオン株式会社代表取締役	株式会社中央薬局代表取締役	有限会社高橋薬局代表取締役
能代市富町十番一号	雄勝郡雄勝町小野字東堺八十七番地三	大館市軽井沢字下岱二十番地二十八	男鹿市北浦北浦字山王林四番地二十九	横手市横手町字二ノ口七十七番地一	横手市四日町二番十三号	大館市清水一丁目一番七十三号	男鹿市脇本脇本字上野百十一番地四	大館市軽井沢字下岱二十番地三十八	南秋田郡五城目町大川西野字田屋前百三十八番地	大曲市中通町三番四号	雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下二十四番地七
調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局
平成十三年十二月十七日	平成十四年一月二十一日	平成十四年一月一日	平成十二年十一月十五日	平成十三年十月十五日	平成十三年十二月十五日	平成十三年十一月十五日	平成十三年十一月一日	平成十三年十一月一日	平成十三年七月二日	平成十三年九月七日	平成十三年七月十六日

秋田県告示第三百三三号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第  
 四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定

したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

氏 名	住 所	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
菅 生 ひとみ	南秋田郡五城目町東磯ノ目二丁目六番十号	ひとみ治療院	南秋田郡五城目町東磯ノ目二丁目六番十号	あん摩マツサージ指	平成十三年九月二十九日
佐 藤 美香子	雄勝郡羽後町西馬音内字橋場三十五番地	さとつ整骨院	雄勝郡羽後町西馬音内字橋場三十五番地	柔道整復	平成十三年十一月十二日
藤 島 弘 行	北秋田郡鷹巣町鷹巣字愛宕下四十四番地一	萬堂整骨院	北秋田郡鷹巣町材木町一番十八号	柔道整復	平成十三年十二月十七日

秋田県告示第三百四号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のと  
 おり指定医療機関から事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。  
 平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開 設 者 氏 名 又 は 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
熊谷歯科クリニック	医療法人潤心会理事長	横手市前郷二番町四番十八号 秋南ビル三F	平成十三年七月十四日
葛西歯科医院	葛 西 恵 子	雄勝郡皆瀬村川向字沢梨台十八番地六	平成十三年七月二十三日
高橋内科医院	高 橋 莊 祐	湯沢市字大島町二番地十七	平成十三年七月十二日
小川医院	小 川 良 一	横手市黒川字福島四十五番地	平成十三年七月三十一日
サトウ調剤薬局	有限会社サトウ・ファーマ シー代表取締役	湯沢市材木町一丁目一番四十七号	平成十三年九月三十日

松田泌尿器科	男鹿整形外科	やまさ薬局湯沢ジャスコ店	有限会社至誠堂薬局	ワタキュー薬局大館店	小林歯科医院	仁賀保町国民健康保険院内診療所	長谷川医院	株式会社齋太薬局	本荘由利医師会病院	大曲中央薬局	斉藤医院
松田 尚太郎	関 真人	有限会社ヤマサ薬局代表取締役	有限会社至誠堂薬局取締役	ワタキューセイモア株式会社代表取締役社長	小林 徹夫	仁賀保町長	長谷川 幸弘	株式会社齋太薬局代表取締役	社団法人本荘市由利郡医師会 会長	株式会社中央薬局代表取締役	斎藤 敏孝
湯沢市森字大島三十四番地一	男鹿市船越字一向六十七番地百八十	湯沢市材木町二丁目一番十八号	雄勝郡雄勝町小野字東古戸二番地	大館市軽井沢字下岱二十番地二十八	大館市字長倉九十番地	由利郡仁賀保町院内字堤根四十一番地	男鹿市船川港船川字新浜町二十六番地二	横手市四日町一番十三号	本荘市出戸町字堤脇三十番地	大曲市中通町一番三十号	男鹿市脇本脇本字上野百十番地
平成十三年九月三十日	平成十四年一月三十一日	平成十四年一月十六日	平成十四年一月二十一日	平成十三年十二月三十一日	平成十三年十一月三十日	平成十二年一月六日	平成十二年五月三十一日	平成十三年十二月十四日	平成十三年九月三十日	平成十三年九月六日	平成十三年九月五日

塚本薬局	合名会社塚本薬品販売部代表社員	能代市畠町六番九号	平成十三年十二月十六日
平野整形外科クリニック	平野正史	大曲市角間川町字八幡前二百八十五番地一	平成十四年一月三十一日

秋田県告示第三百五号

改良普及員資格試験条例(昭和三十八年秋田県条例第三十八号)第二条の規定により、次のとおり平成十四年度改良普及員資格試験を実施するので、同条例第六条の規定に基づき、告示する。

平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時

(1) 筆記試験

平成十四年九月四日(水) 午前十時から午後五時まで

(2) 口述試験

平成十四年九月五日(木) 午前九時から午後五時まで

(二) 場所

秋田市山王中島町一番一号 秋田県生涯学習センター

二 受験申込に必要な書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) 最終学歴卒業証明書、卒業見込証明書、修了証明書若しくは修了見込証明書又は大学入学資格検定合格証明書

(四) 試験研究機関等従事証明書

(五) 改良普及員資格試験条例第三条第三号から五号までのいずれかに該当する者(受験資格認定申請書)

(六) 改良普及員資格試験条例第四条に該当する者(写真)

出願前六月以内に脱帽で上半身を正面から撮影したもの

三 受験願書用紙の交付期間

(一) 期間

平成十四年五月十日(金)から同年七月十二日(金)まで

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 農林水産部農畜産振興課

郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「改良普及員資格試験受験願書請求」と朱書し、百四十円切手をはったあて先明記の返信用封筒(A四判)を同封すること。

四 受験願書の受付

(一) 期間及び時間

日曜日及び土曜日を除き、平成十四年六月十七日(月)から同年七月十二日(金)までの午前九時から午後五時まで

郵送の場合は、封筒の表に「改良普及員資格試験受験願書在中」と朱書し、平成十四年七月十二日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(二) 場所

秋田市山王四丁目一番一号 農林水産部農畜産振興課

五 受験手数料

(一) 額

三千三百円

(二) 納付方法

受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。秋田県証紙は、はらすに、かつ消印しないこと。なお、秋田県証紙を購入できない場合は、現金書留で送付すること。

六 合格者の発表

試験施行後一月以内に試験合格者の氏名を公表するとともに、合格者には書面で通知する。

七 試験についての問い合わせ先

農林水産部農畜産振興課(電話〇一八 八六〇 一八〇一)

## 秋田県告示第三百六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田 典城

## 一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名  
株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳 恭 侑 外三者
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンフェスタショッピングセンター  
秋田市外旭川字小谷地二十五番地外
- (三) 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
ア 変更前 株式会社タカヤナギ外六者  
イ 変更後 株式会社タカヤナギ外九者
- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
ア 変更前 三千三百七十六平方メートル  
イ 変更後 四千八百五十八平方メートル
- (3) 駐車場の位置及び収容台数  
ア 変更前 三百三台  
イ 変更後 四百二十八台
- (4) 駐輪場の位置及び収容台数  
ア 変更前 五十台  
イ 変更後 九十五台
- (5) 荷捌き施設の位置及び面積  
ア 変更前 千一百一十三平方メートル  
イ 変更後 千四百八十九平方メートル
- (6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
ア 変更前 二百一・九二立方メートル  
イ 変更後 二百十七・一六立方メートル
- (7) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時 外  
イ 変更後

株式会社タカヤナギ外五者 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時  
株式会社しまむら 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後七時  
有限会社ドラッグマート 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後十時三十分

分

有限会社三昭 開店時刻 午前十時 閉店時刻 翌日の午前零時  
株式会社サンクスアンドアソシエイツ 二十四時間営業

(8) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前八時四十五分から翌日の午前零時まで  
イ 変更後

第一駐車場 午前八時四十五分から翌日の午前零時まで  
第二駐車場 午前九時三十分から翌日の午前零時まで  
第三駐車場 二十四時間

(9) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 変更前 二か所  
イ 変更後 四か所

(10) 荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯

変更前 午前六時から午後九時まで  
変更後 午前二時から午後九時まで

(四) 変更する年月日

平成十四年十二月十五日  
届出年月日

平成十四年四月十五日  
二 届出年月日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年四月二十六日から同年八月二十六日まで  
四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課  
五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(二)(一) 意見を述べる者の氏名及び住所  
意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナイス八橋店

秋田市八橋田五郎一丁目百九十七 一外

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十四年四月十九日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年四月二十六日から同年五月二十七日まで

秋田県告示第三百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジェイマルエー広面店

秋田市広面字宮田三十四番地一

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十四年四月十九日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年四月二十六日から同年五月二十七日まで

秋田県告示第三百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画の種類及び名称

横手都市計画道路(三・三・一 号杉沢八王寺線及び三・四・五号中央線)の変更

二 都市計画を変更した土地の区域

(一) 三・三・一 号杉沢八王寺線

変更した部分 横手市八幡字石町、字八幡及び字長者町並びに卸町

(二) 三・四・五号中央線

変更した部分 横手市二葉町及び本町

三 都市計画の変更年月日

平成十四年四月二十六日

秋田県告示第三百十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間

一般国道	百八号	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字下川原二番一地先から三七番一地先まで
"	"	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字清水川原四五番地先から五四番一地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十四年四月二十六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十四年四月二十六日から同年五月九日まで

秋田県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	熊堂六郷線	仙北郡仙南村金沢西根字八卦五一番三から一一五番三まで

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成十四年四月二十六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十四年四月二十六日から同年五月九日まで

秋田県告示第三百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十二年三月三十一日付け指令秋土 三 百二十八号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
河辺郡雄和町妙法字上大部四十八番一 雄和町長 伊藤 憲 一
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
河辺郡雄和町石田字中大部五十番三、五十一番一、五十二番、五十三番、五十四番、五十五番、七十一番、七十二番、七十三番、七十四番、七十五番、七十六番一及び七十七番一

秋田県告示第三百十三号

各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しん予防接種及び日本脳炎予防接種については、次の医師から当該業務を行うことについて辞退があったので、予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第四条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

医師氏名	予防接種を行う主たる場所		辞退年月日
	医療機関名	所在地	
太田 瑞 夫	太田小児科医院	秋田市保戸野中町二番十八号	平成十四年三月三十一日
小 泉 林	小泉医院	秋田市土崎港中央四丁目十番十八号	平成十四年三月三十一日
阿部 二 郎	土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目四番二十六号	平成十四年三月三十一日

秋田県告示第三百十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城





(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 県営土地改良事業(豊岩地区ほ場整備事業(担い手育成型・区画整理型))  
完了年月日 平成十四年二月七日
- 二 県営土地改良事業(払戸地区土地改良総合整備事業)  
完了年月日 平成十四年三月二十八日
- 三 県営土地改良事業(八西地区ほ場整備事業(担い手育成型・高度利用型))  
完了年月日 平成十四年三月二十九日
- 四 県営土地改良事業(上谷地区土地改良総合整備事業)  
完了年月日 平成十四年三月二十九日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定により、仙北郡金沢西根土地改良区から次のとおり役員(の)の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 退任監事の住所及び氏名  
仙北郡仙南村金沢西根字上石町百五十七番地 金子 芳 美  
" " " 字上百目木八十九番五 千葉 正 之  
二 就任監事の住所及び氏名  
仙北郡仙南村金沢西根字上石町百五十七番地 金子 芳 美  
" " " 字上百目木八十九番五 千葉 正 之  
" " " 字上千間谷地七十七番地 佐藤 幸 一

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、西木村からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- (一) 縦覧に供すべき書類の名称 村営土地改良事業(古堀田地区単小規模土地改良事業(かんがい排水)) 計画書及び条例の写し
- (二) 縦覧に供すべき書類の名称 村営土地改良事業(寺村地区単小規模土地改良事業(かんがい排水)) 計画書及び条例の写し

二 縦覧期間 平成十四年四月三十日から同年五月二十九日まで  
三 縦覧場所 西木村役場

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業に係る工事が次のとおり完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 仙南村
  - (一) 完了年月日 平成十三年十二月十四日  
事業名 土地改良事業(扇田地区基盤整備促進事業(農道整備))
  - (二) 完了年月日 平成十三年十二月十四日  
事業名 土地改良事業(石神地区基盤整備促進事業(農道整備))
- 二 六郷町
  - (一) 完了年月日 平成十三年十一月十六日  
事業名 土地改良事業(六郷東部地区経営基盤確立農業構造改善事業)
- 三 西木村
  - (一) 完了年月日 平成十四年三月十二日  
事業名 土地改良事業(大野関地区基盤整備促進事業(かんがい排水))
  - (二) 完了年月日 平成十四年三月二十日  
事業名 土地改良事業(小淵野地区基盤整備促進事業(かんがい排水))
- 四 西仙北町
  - (一) 完了年月日 平成十四年一月七日  
事業名 土地改良事業(川西地区中山間地域総合整備事業)
- 五 田沢湖町
  - (一) 完了年月日 平成十四年三月十二日  
事業名 土地改良事業(田沢湖(六丁野)地区農村総合整備事業)
  - (二) 完了年月日 平成十四年一月三十一日  
事業名 土地改良事業(田沢湖(鎧畑第4)地区農村総合整備事業)
  - (三) 完了年月日 平成十四年一月三十一日  
事業名 土地改良事業(田沢湖(石神)地区農村総合整備事業)
  - (四) 完了年月日 平成十四年三月八日  
事業名 土地改良事業(田沢湖(下生田第1)地区農村総合整備事業)
  - (五) 完了年月日 平成十四年三月八日  
事業名 土地改良事業(田沢湖(下生田第2)地区農村総合整備事業)

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 県営土地改良事業（川原北部地区担い手育成基盤整備事業）  
完了年月日 平成十四年二月七日
- 二 県営土地改良事業（田中八割地区担い手育成基盤整備事業）  
完了年月日 平成十四年二月十三日
- 三 県営土地改良事業（下田沢地区担い手育成基盤整備事業）  
完了年月日 平成十四年三月二十六日
- 四 県営土地改良事業（一ト鶴地区担い手育成基盤整備事業）  
完了年月日 平成十四年三月二十八日
- 五 県営土地改良事業（小山田地区土地改良総合整備事業（緊急生産調整推進型））  
完了年月日 平成十三年十一月二十九日
- 六 県営土地改良事業（豊岡中央地区担い手育成基盤整備事業（高度利用型））  
完了年月日 平成十四年三月二十六日
- 七 県営土地改良事業（仙南第四地区担い手育成基盤整備事業（高度利用型））  
完了年月日 平成十四年三月二十八日
- 八 県営土地改良事業（中村地区土地改良総合整備事業（省力化型））  
完了年月日 平成十三年四月二十四日
- 九 県営土地改良事業（行人塚地区水田農業経営確立排水対策特別事業）  
完了年月日 平成十四年三月二十六日
- 十 県営土地改良事業（小滝地区ため池等整備事業（老朽ため池））  
完了年月日 平成十四年三月二十九日
- 十一 県営土地改良事業（仙北北部地区広域営農団地農道整備事業）  
完了年月日 平成十三年十二月二十七日

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 県営土地改良事業（奥羽北部第2地区農免農道整備事業）  
完了年月日 平成十三年十二月十八日
- 二 県営土地改良事業（奥羽中央地区農免農道整備事業）

完了年月日 平成十四年三月二十九日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、横手市中央土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

就任理事の住所及び氏名

横手市清水町新田字皿川端九十三番地一

鈴木和一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、横手市中央土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年四月十七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年四月二十六日

秋田県知事 寺田典城

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十四年四月十六日（第千三百六十号）掲載の秋田県公告（土地改良区の役員就任の届出）

（印刷誤り）

五一 上 八〇九 大館土地改良区

大館市土地改良区

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005  
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原繁雄